

【 備品貸出要項 】

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会（以下「本会」という）が所有する備品を貸出すことにより、町民の福祉増進に資することを目的とする。

(貸出する備品)

第2条 貸出する備品は、次のとおりとする。

- (1) レクリエーション用具
- (2) 福祉用具
- (3) チャイルドシート
- (4) 祭壇
- (5) 音響資材
- (6) 机、椅子、ポットなど

2 前項に記載のないものについては、会長の決定、指示を受けるものとする。

(貸出の申請)

第3条 備品の貸出を受けようとする者は、所定の「備品貸出申請書」を本会に提出しなければならない。

(貸出の審査)

第4条 貸出は、次により審査する。

- (1) 原則として貸出先は、現に津和野町内に居住する個人および団体等とする。
- (2) 利益目的の使用および第1条の目的に沿わない貸出は、これを行わない。
- (3) 原則外の措置要請および前項によっても判断できない場合は、会長の判断指示を受けるものとする。

(貸出の期間)

第5条 備品の貸出期間は1ヶ月を限度とする。

2 貸出期間の延長を希望する者は、再度「備品貸出申請書」を提出するものとする。

(使用料)

第6条 無料とする。但し、返却に際して消毒代などが必要な場合は、使用者負担

とする。

2 第2条第(3)項による事情などで、有料による貸出が妥当と判断される場合については、会長の指示を受けるものとする。

(使用者の責任)

第7条 使用者は、貸出された備品を善良に維持管理しなければならない。

- 2 使用者は、貸出された備品を他に転貸してはならない。
- 3 使用者は、貸出された備品を破損または滅失したときは、その損害を弁償しなくてはならない。

(備品の返却)

第8条 使用者は、貸出期間満了あるいは満了前に備品を使用しなくなった場合、速やかに返却しなければならない。

- 2 使用者は、返却に際しては清掃など必要な処置を行わなくてはならない。
- 3 会長は、次のいずれかに該当する場合には、使用者に対して備品の即時返却を求めることができる。
 - (1) 虚偽または不正な手段により、備品の貸し出しを受けたとき
 - (2) 故意または過失により備品を破損したとき
 - (3) その他この要項に違反したとき

(その他)

第9条 この要項に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

(附 則)

- ・ この要項は、平成20年7月11日施行の「備品及び車両貸出要綱」の廃止に伴い、平成22年9月29日から施行する。